

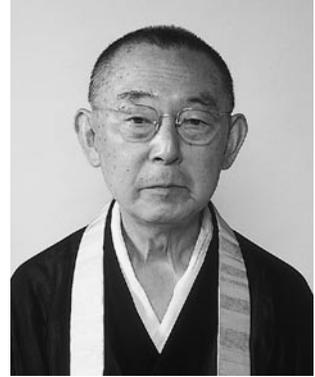
京 佛

夏 季 号



京都府京田辺市 酬恩庵 重文 本堂

京 都 仏 教 会



青蓮院門跡名譽門主
会 長 東伏見慈治

ご 挨拶

長い梅雨が明け、京都はこれから厳しい暑さを迎えます。
ご寺院各位におかれましては、ご清栄のことと存じます。

このごろ「時の長さ」のことを考えます。京都は千二百年を過ぎ、奈良は平成二十二年に千三百年を迎えます。人の寿命は八十年から百年。動物は人より短かく、樹木は人より長い。

地球は三十数億年。人の寿命は一瞬ですが時の長さを時の価値に変える努力は大切です。

温暖化の方向ではなく地球を含めた自然を慈しむこと。戦争の方向ではなく、様々な価値観を認め歴史文化を尊ぶこと。目先の活性化の名のもとに乱される町づくりよりも百年、二百年先を見据えた考え方が重要であり、自然になっっていると思うのです。

一瞬である命さえも自から断つてゆくのは人間だけです。

かの生きとし生けるものは全てみな尊い命をまつとうするのです。温暖化現象も自我を乗り越えられない人間が地球に対し行っている時の重みを感じない行為なのです。

仏教は気の遠くなる程の深く長い時を我々に見せてくれますが、それを自由自在に会得し、自我を越え一瞬をどう生きるかそのことが問われているのです。

合掌

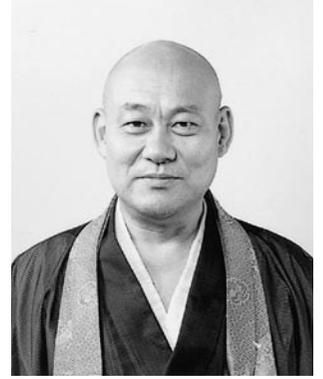
理事長報告

当 機

と う き

臨濟宗相国寺派管長

理事長 有 馬 頼 底



時下御清祥の御事と存じます。皆さまに於かれましては平素より本会の為、何かとご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、平成十八年度はインド訪問実現と、ムンバイでのハンセン病の子供たちの援助と識字教育の為の「光の教室」への募金活動、弘前市の福祉への寄付、施設での護摩木制作等の福祉活動。東福寺音舞台、弘前大墨蹟全国巡回展等の文化活動。またお花まつり各種行事、こども花まつり、春秋彼岸焼骨灰大法要、お盆の採燈大護摩供、師走の成道会など例年の宗派を越えた仏教諸行事に加え、宗教と政治検討委員会の開催とおかげさまで全て順調に推移致しました。

また通年の各種諸行事を行うと同時に昨年度は京都仏教会、京都市、商工会議所が地域と一体となつて行う観光企画「京都市花灯路―東山―」が五回目となり、「花灯路―嵐山―」も二回目を実施できました。期間中双方で約二〇〇万人が訪れ、夜の

特別拝観の協賛も得て大成功となり、オフシーズンにおける強力な観光のあり方を明示することにもなりました。

加えて、この三月十五日に、京都市は市会において「新景観条例」を可決致しました。これにより、京都は五〇年後、百年後の美しい京都の町づくりへ一歩踏み出しました。当会が景観運動をはじめた十五年。地上げにより町屋がずいぶん消え、高層ビルが増えはじめた頃、当会は歴史都市における町づくりの在り方を全国に問うたのです。今回の新景観条例は本市市長の強力なリーダーシップにより成し得たことです。当会は称賛を惜しみません。日本が「観光立国」宣言をし、「観光庁」が出来ようとする今日、京都は日本を代表する世界に冠たる歴史都市として続かなくてはなりません、重責をひしひしと感ずる次第です。

十八年度、十九年度の二年に渡つての編纂「京都仏教会編」国」と宗教」の発行に向け、各方

面の先生方の多大なるご尽力を得て研究会も十二回を数えました。来年三月の発行に向けて、学者の方々とともに全力をあげて取り組んでおります。議論を重ねる中で、いつしか当会「宗教と政治検討委員会」の中心的役割をになつていただけた先生方が確実に育つておられる手応えを感じております。誠に力強い思いがします。

当機（とうき） 『碧巖録』

「当機」というのは、まさにそのとき、そのものずばり、間髪（かんぱつ）を入れないという意味です。

禅のほうでは、師匠が弟子を育てるとき、弟子のいろいろな答えに対して、その答えが終わるか終わらないうちに、パッと機をとらえて即断を下す、それを「当機」といいます。

もっと広く考えれば、私たちの日常にはチャンス（機）がいっぱい転がっています。しかし大多数の人は、そのせつかくのチャンスに気づかず、みすみ

す逃してしまうことが多い。それはどうしてかと言いますと、注意が散漫で、ぼんやりしているからです。たとえばお茶会に招かれたとします。しかしどんなに亭主が心をこめてそのお茶会を準備し、お道具をそろえたとしても、お客にそれを感じられる能力といえますか、心がまえができていなければ、そのお茶会は失敗に終わってしまいま

す。一つのお茶会という格好の機会を生かすことができない。まさにそのとき(当機)、一つのお茶会を逃してしまう。それもやはり、常々、物事の本質を瞬間的にパッと正確に理解する力や感受性を養っておかないから、そうなるのです。

よく、名高い禅僧が、竹の鳴る音を聞いたたり、葉の落ちる

当機



相国大龍



さまを見て突然悟りを開くというようなエピソードがあります。これもこの「当機」と大いに関係があります。つまり、毎日毎日必死の修行を積み重ねているからこそ、ちよつとしたヒントできっかけをつかむことができるのです。そうした小さな努力の裏打ちがなければ、どんなにめぐまれたチャンスに巡り合っても、そのチャンスを生かすことはできません。ぼんやりした人生を送っている人間を、いくらたたいでもどなつても、どうすることもできないのです。やはり常々の修練を積み重ね、機が熟しているとき、まさにそのとき、「当機」に巡り合つて、いっぺんに目の前が開ける、ということだと思います。

チャンスというのは、人から与えられるものではありません。「これがチャンスだよ」といつて与えられても、その人にそれを生かせるだけの素地や能力がなければ何の意味もないのです。やはりチャンスというのは、自分でつかみとるもので

す。瞬時にして逃げていつてしまふチャンスで、間髪を入れずにパッとつかんで、自分のものにしてしまふ。そのためには日常の修練、努力がなによりもたいせつです。その努力を怠つて、棚ぼた式にチャンスがくるのを待っているだけでは、けつして向上は望めないのです。

本年は、私が住職を務める鹿苑寺では開基足利義満公六百年忌を迎えます。

その中で、第二十回音舞台を金閣寺で本年九月開催されます。またこの五月には相国寺山内承天閣美術館にて伊藤若冲展を開催致しましたところ全国から本当に多くの方々の来場を得ました。若冲の釈迦三尊と動植採絵の百二十年ぶりの出会いには多くの感動を生んだことだと思います。

暑さ厳しきおり、諸大徳の皆様のご健勝を心より祈念申し上げる次第であります。

合掌



龍谷大学社会学部教授
田 中 滋

京都仏教会監修『国家と宗教』（法蔵館）

刊行に向けて

京都仏教会は、その歴史においていくつもの重要な社会的問題に取り組んできた。京都市による拝観料課税をめぐる「古都税（古都保存協力税条例）問題」、京都ホテルの高層化をめぐる「景観問題」、そしてオウム真理教による地下鉄サリン事件を契機とする宗教法人法「改正」問題などである。

ローカルな問題から国政レベルの問題へ、政治から文化へ、仏教中心の活動からキリスト教・新宗教など他宗教との連帯へとその活動領域を広げつつ、京都仏教会は情報発信を続けてきた。その間に、京都市との和解も進み、最近では、京都仏教会の主張を取り入れるかたちで京都市は景観問題への新たな取り組みを始めている。京都仏教会の先見性をもった主張は、徐々にではあるが社会に受け入れられている。

こうした京都仏教会のここ20数年の活動を「京都仏教会『宗教と政治』検討委員会」委員として理論的に支えてきたのが洗建先生（宗教学・駒沢大学名誉教授）である。洗先生は、「国家と宗教」の関係についての研究をライフワークとして続けられ、2006年3月に駒沢大学を退職された。

先生は、国家の宗教に対する関係は「ノーサポート・ノーコントロール」が原則であるとし、一貫して主張してこられた。ところが、マス・メディアや政治家を含め多くの人々が「国家と宗教」の関係の原則を今も誤解・曲解している。1995年の宗教法人法「改正」は、まさにそうした無理解にもとづくもの

である。

こうした現状を踏まえ、「国家と宗教」をテーマとする洗先生の退職記念論文集を出版しようとの話しが京都仏教会で持ち上がった。2004年頃のことである。しかし、「国家と宗教」というテーマの現代的な重要性、それにもかかわらず無くない誤解や曲解、さらにはこの分野での学際研究の希薄などを考え合わせ、もう少し別のかたちの出版が模索されることとなった。その結果、このテーマに関係する各専門領域の研究者にお集まりいただき、洗先生を中心とする学際的な研究会を組織し、討論を重ね、その成果を世に問おうということになった。

研究会は、宗教学、仏教学、神学、法学、憲法学、税法、医学、社会学などの多様な専門領域の研究者・弁護士20数名の参加を得て発足した。まさに学際的な取り組みである。研究会は、2006年2月から2007年7月までの間に12回開催された。最終の研究會では、島蘭進先生（宗教学・東京大学）が報告（「国家神道の戦後―政教分離（世俗主義）の理念と現実」）をおこなった。研究報告後の質疑応答ではいつも熱い討論が交わされた。発行を2008年春としたため、残念ながら研究会メンバー全員に発表をお願いできなかったが、各メンバーはそれぞれの研究領域を越えて「国家と宗教」というテーマについての相互理解を深め、また同時に学際研究の醍醐味をも味わった。そして、この研究会の成果として発行

されることになったのが、京都仏教会監修／洗建・田中滋編『国家と宗教』法蔵館（2008年3月発行予定）である。

以下、本書『国家と宗教』の構成や編集方針などについて紹介しておく。「国家と宗教」の関係を考えようとするとき、それと密接な関連をもつ「社会と宗教」の関係や宗教間対立を含めた「宗教と宗教」の関係について考える必要がある。たとえば、古代の王国にしばしば見られることであるが、宗教が社会の中心的存在であるとき、国家は宗教組織とほとんど同一のものであり、他の宗教がその社会に入り込む余地はない。また、たとえば、宗教の社会的影響力が後退している先進諸国においては、宗教間対立による国家の分裂は今ではほとんど考えられないが、現在のイラクはその危機の中にある。しかし、先進諸国においても、宗教団体がセンセーショナルな事件を起こし、マス・メディアが宗教パッシングをおこない、それが国家の宗教統制を導出する可能性は今もある。

「国家と宗教」の関係は、このように「社会と宗教」の関係あるいは「宗教と宗教」の関係との複雑な相互連関の下で変容する。そして、その変容は、当然のことながら、それぞれの地域（アジア、アフリカ、中南米、欧米など）やその置かれた世界政治・歴史状況によつて強く規定されてもいる。

日本近代における「国家と宗教」の関係について考える場合においても、

このことは妥当する。たとえば、幕末から明治初期の頃を考えるならば、欧米諸国によるアジア植民地化戦略に曝されていた極東の小国・日本が、その压力の下で、幕末の神道復興の思想潮流を受けて仏教―神道の習合関係を解き（神仏分離政策）、欧米先進諸国の宗教であるキリスト教の法制度上での位置づけに腐心しつつ、国家神道体制の確立へと進んでいくという具合である。しかも、それが、社会的発言力をもつジャーナリストや知識人に対するキリスト教の影響の下で展開されたというわけである。

本書『国家と宗教』の構成については、日本における「国家と宗教」の関係の近代以降の歴史の変容を基軸として時期区分し、その時期区分ごとの「国家と宗教」「社会と宗教」「宗教と宗教」の複雑な相互連関が読み取れるように配慮した。すなわち、次のような構成である。

総論…法と宗教

第一部 国家と宗教―神道国教化から国家総動員体制へ

1. 神道国教化への模索

2. 国家総動員体制下の宗教

第二部 国家と宗教―新憲法体制から新自由主義体制へ

3. 戦後新憲法体制下の政教分離原則

4. 新自由主義体制下の「国家と宗教」―宗教の存在理由への問い

総括…宗教への交錯するまなざし―

新自由主義体制下の宗教

上記1〜4の各パートはそれぞれ数本の論文で構成され、全体で20数本の論文が掲載される大部の研究書となる。

第一部と第二部の時期区分が、戦前の国家神道体制と政教分離の原則を掲げた戦後の新憲法体制の区分となっていることは当然のことであるが、論争的であろうと思われるのが、第二部のパート4として、「新自由主義体制下の『国家と宗教』―宗教の存在理由への問い」を設けたことであろう。すなわち、われわれが今生きている時代における「国家と宗教」の関係を問うときに、「新自由主義（経済）体制」という、一見したところでは「国家と宗教」というテーマとの関連づけが見えてこない時代規定をおこなったことである。

戦後、国家神道体制の崩壊に伴って、人々は曲がりなりにも自由と平等を手に入れ、国家は福祉国家へと変貌していった。福祉国家は、たとえば、社会的強者には高負担を、社会的弱者には低負担や生活保護をといったように、貧富などのさまざまな社会的カテゴリーごとに政策を変えらるることによって、国民全体の福祉レベルを向上させることを理念とする国家形態である。福祉国家においては、さまざまな社会的カテゴリーへの政策を根拠づける労働法、経済法、公害法などの数多くの社会法が制定される。それゆえに福祉国家は「大きな政府」をもつ行政国家ともなってきた。

しかし、1980年代に「福祉国家のジレンマ」が叫ばれるようになると、「小さな政府」論を掲げた新自由主義が台頭してくる。新自由主義は、社会的弱者に自助努力を求め、自己責任論を掲げる。社会的カテゴリーごとに異なるいは破棄しようとする。自由競争こそがすべてであり、社会的強者・弱者といった社会カテゴリー上の区別は政策において軽視・無視される。社会的カテゴリーの政策的な「無化」である。今話題となっている「格差社会」化の進行は、新自由主義的政策のまさに「成果」なのである。そして、新自由主義における社会的カテゴリーの政策上での軽視・無視は、その社会的カテゴリーを生み出してきた「歴史」の軽視・無視へと直結していくのである。

では、この新自由主義的な政策と「国家と宗教」というテーマはどう結びつくのか。それは、新自由主義によるさまざまな社会的カテゴリーの政策的な無化が、「宗教」という長い歴史をもつ社会的カテゴリーにも及ぶという点においてである。すなわち、新自由主義は、根底的なところで宗教を軽視・無視する傾向をもっている。言い換えれば、歴史的に形成され憲法に成文化されている「国家と宗教」の関係を軽視・無視する傾向をもっているのである。公人としての首相の靖国神社への参拝も、あっさり個人の自由の問題にされてしまう。

政治はもともと「機会主義」的な営

為であるが、貨幣至上主義的な新自由主義を志向する国家は、その没理想性ゆえにいつそ機会主義的あるいは場当たりの傾向を強め、国家の宗教に対する関与・介入も従来の解釈図式（国家神道化警戒論など）によってはかえって理解が困難となる。それは、国家神道体制下の国家による大本教などに対する抑圧・弾圧の目的の明白さと著しいコントラストを示している。しかし、その宗教への関与・介入を、新自由主義的国家のさまざまな社会的カテゴリーに対する軽視・無視という観点から捉え、なおかつ現代社会のリスク社会化や消費社会化という観点を加えて考えるならば、現在の国家あるいは政党の宗教への関与・介入もより明確な解釈が可能となる。

これが、「新自由主義体制下の『国家と宗教』―宗教の存在理由への問い」を「国家と宗教」の現在を論述するパート4のタイトルとした理由であり、それが、本書『国家と宗教』を性格づけの一つの重要な特徴ともなっている。

国家も近現代史の展開過程において変貌する。その変貌を的確に捉えることが時代ごとに変容する「国家と宗教」の関係を把握し、批判的に検討するための必須要件である。本書の構成はまさにこのことを意識して案出されたものである。



京都仏教会顧問弁護士
橋 口 玲

「宗教法人法25条4項所定の書類の提出拒否に 対する過料の制裁と憲法裁判の可否を巡って」

一 問題の所在

宗教法人法25条4項は、宗教法人に対し、毎会計年度終了後4ヶ月以内に、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表（作成している場合のみ）、境内建物（財産目録に掲載されたものを除く）に関する書類の写しを所轄庁に提出する義務を定めている。これは、平成7年12月15日に公布された宗教法人法の一部改正により新たに設けられたものである。そして同時に、右提出義務を怠れば、宗教法人の代表役員等が「1万円以下の過料」の制裁に処せられるとの罰則が定められた（同法88条5号）。

つまり、宗教法人の代表役員等にとれば、書類提出を拒むか否かで、「1万円の過料」への対応の仕方がいわば踏み絵となった。ところが、平成18年6月の宗教法人法改正で、過料の上限が引き上げられ、「10万円以下の過料」と改正された。この改正は、平成18年6月2日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されるとされ、本稿時点においては施行日は筆者において未定である。

しかし、改正が施行され

ば、「踏み絵」への対応の金額は、最大10万円となる。直ちに10万円の過料が科せられることはないにせよ、毎年最大10万円の過料を払うか、備付書類を提出するか、「踏み絵」への対応は多くの寺院にとつては、死活問題となろう。とすれば、今この問題に何らかの意思や方向性を京都仏教会としても示さねば、なし崩し的に書類提出に依りざるを得ないという状況を受忍することにもなってしまう。

そこで、本稿では第1に、「踏み絵」と述べたが、備付書類の提出が、なぜ「踏み絵」に即ち「信教の自由」への侵害となり得るのかを再度検討すると共に、第2に、本件制裁の方法である「過料」の裁判がどのように行われるか、またその限界について纏めると共に、今後の課題について触れることとしたい。

なお、「当分の間、公益事業以外の事業を行っていない宗教法人であつて、その一会計年度の収入の額が8000万円以内である場合には、収支計算書の作成義務を免除すること」とされておき、収支計算書においては、その対象が軽減されている（平成8年9月2日文部事務次官通知）。

二 備付書類の提出と信教の自由

備付書類の中から、「提出を求め書類は、所轄庁が宗教法人の活動状況を法人の財務会計等の管理運営の側面から把握するために必要となる最小限のものに限定するという観点」から、上記書類に限定されたと説明されている（平成7年9月29日付宗教法人審議会報告書）。そこで、そもそも設立された宗教法人を所轄庁が継続的に把握する必要とは何か問題となるが、これは所轄庁が法79条ないし81条に規定された業務の適正な運用を図るためとされる。

しかし、法81条に定める解散命令の運用を図るためとは、飛躍がある。例えば、法81条1号で定めるのは、「著しく公共の福祉を害する」と認められる行為等をしたとき等の事態であるが、右事態が備付書類とされる収支報告書等でもそもそも伺えるとは到底言い難いからである。

また法81条5号及びその前提たる法80条は、毎会計年度の書類提出とは、本来無関係である。

つまり以上検討したとおり、解散命令等の発動を具体的に所

轄庁が検討することと、備付書類の提出を求めることは、実質的な関連があるとはいい難いのである。

すると残った法79条に定める「公益事業以外の事業の停止命令」を所轄庁が発動するため、に把握するといった場面には、運用の目的に適う場面がありそうである。

しかし、公益事業以外の事業の有無を調べるのに、提出義務を課せられる書類が全て必要かは慎重に吟味されねばならない。まして例外的な事態には、法78条の質問権を行使することにより個別かつ最小限の権限を行使しうるとすることで、必要にして十分と言える。

他方、備付書類の所轄庁への提出は、信教の自由をおかすおそれが懸念される。

この点、改正審議当時、内閣法制局長官は、収支計算書は、「二会計年度における総体としての宗教法人の収支の状況というものが計数で記載されているにすぎない」等と答弁されるが（平成7年11月9日衆議院宗教法人に関する特別委員会）、収支計算書には、収入として、お布施の金額、資産売却の有無、借入金の有無が記載され、支出としては、宗教活動、資産取得

の有無等が把握されることとなる。お布施の金額等を報告することが、宗教活動を実践する団体側又は信者・檀信徒が萎縮することにならないか。

財産目録としては、宝物の名称、種類、金額が把握されるのであり、金額評価が不可能であったり、信仰の対象を金額的に評価することについては、内面的な信教の自由が侵害されることにならないか、等が具体的に検証されねばならない。

そもそもこれらの宗教活動の状況が国家に継続して把握されることにより、宗教活動の変遷が数量的に把握され、宗教行為を行うことに支障が生じえることにも成りかねないし、宗教への干渉を宗教者側が慮ることになるのである。そもそも政教分離原則を定める憲法の下、宗教活動の数量的な把握を国家が行う必要性が、宗教者の側からも自覚的に問われなければならない。仮に、宗教上の活動に萎縮しない範囲の書類提出に合理性があつたとしても、その判断の主体は、第1義的には宗教法人でなければならぬはずである。

とすると、法25条4項は、所轄庁の行政に実効性をもたらすものとは言い難く（必要性が

ない）、他方、信教の自由の侵害をもたらすのが具体的に問われなればならぬと思われるのである。

三 非訟手続法での過料について

しかし、備付書類の提出が、信教の自由を侵害するとして、提出しなかつたとしても、これは「過料」の制裁に問われ、この手続きは、非訟手続法162条以下の裁判で定められる。過料の裁判は、「当事者の陳述」

を聞くことが義務付けられるが、公開の手続きではなく、公益の代表者である検察官と対峙し、主張立証を積み上げるといふ訴訟構造をそもそも予定していない性格のものである。明治23年の旧法に由来し、明治37年に制定された本手続法が、本件のように憲法違反か否かを問う手続きとしては、実効性があるものではない。筆者がみた事件記録でも、「陳述書」が出たのみであり、それ以上の進展が何ら無いのである。

ところが、右非訟手続法自体の合憲性は、最高裁昭和41年12月27日大法廷決定により判断済みである。よって、本件の違憲性を公開の法廷で問う手段が、過料の手続ではないので

ある。

しかし、右判決の反対意見に現れるように、過料の決定に対する不服申立については、対審公開の法廷での訴訟事件として扱われるべきである。備付書類の提出義務を課せられることが宗教活動の自由を萎縮又は制約する効果をもつので、違憲の疑いがあるということについて、司法審査を実質的に受けられないとするのは、憲法が定める裁判を受ける権利の侵害ともいえるからである。

しかし、右主張は、残念ながら立法論である。とすれば、過料の裁判を求めるのではなく、立法的な改正が出来るべく活動することが、宗教者として求められているのではないかと、という議論に賛成である。

筆者としては、新たに行政事件訴訟法で定められた「差止めの訴え」又は「当事者訴訟」等の訴訟形式が選択できないか、更に検討させて頂くことを前提に、皆様におかれては、備付書類の提出が、如何なる意味で宗教活動の自由を侵害するものになるかを実証されると共に、ご教示いただくことを願うものである。

国土交通省は今年1月から施行された観光立国推進基本法についての理解促進を図るため、3月13日、都内で観光立国推進全国大会を開催した。同大会には、全国各地から約700人が参加。有識者による講演、パネルディスカッションに耳を傾けた。

パネルディスカッション

観光日本の魅力

～伝統と現在、未来～

- ◎コーディネーター／岡部 まり氏 タレント・エッセイスト
 ◎パネリスト／有馬 頼底氏 臨濟宗相国寺派管長・京都仏教会理事長
 ◎パネリスト／大濱 長照氏 観光カリスマ・石垣市長
 ◎パネリスト／マリ・クリスティーヌ氏 異文化コミュニケーター
 ◎パネリスト／柴田 耕介氏 国土交通省大臣官房 総合観光政策審議官

真の観光立国の推進は、日本という国の魅力の再発見と理解から。
 大会第2部のパネルディスカッションは、「日本の魅力」への多角的なアプローチを試みた。著名人が描く観光立国ニッポンの姿とは。

訪日客1000万人への視点

【岡部】 本日は「観光日本の魅力（伝統と現在、未来）」と題したパネルディスカッションですが、まずはパネリストの考える観光日本の魅力から伺いたいと思います。

【柴田】 03年4月に観光立国懇談会の報告書がまとめられ、その中で日本の魅力とは何かを6つのポイントにまとめたものがあります。

1つ目は「自然との共生を図り、美を追求すること」。これは日本庭園や日本食、さらには木々の魅力です。2つ目は「伝統的なものと現在のなものが共存していること」。日本には、わび、さびといった「味わい」を大切にしている伝統的な文化があり、一方でアニメーションやポップミュージック、ファッション、電子製品、和食などは日本の新しい魅力として世界に受け入れられつつあります。3つ目は「産業的な活力と文化的な香りが共存していること」。メイド・イン・ジャパンの品質の高さは広く知られるところですが、これを象徴する自動車、デジタルカメラ、ウォークマン、CD・DVD

Dなどに対して、文化的な香りの高い匠の技も受け継がれています。たとえば文化色豊かな陶器や漆器、織物、さらには農芸品とも言うべき農業技術の結晶である農産物などが挙げられます。4つ目は「日本的なもの」と西洋的なものとが並存していること」。伝統的な木造建築や、歌舞伎、文楽に代表される芸能は日本の魅力の象徴です。一方、西洋的な魅力としては都市文化や現代演劇、モダンバレエ、クラシック音楽、オペラ、世界最高水準にあるとされる各国の料理などを挙げることができます。5つ目は「自然の景観に恵まれていること」。これは美しい山々や清らかな河川、長大な海岸線、そして温泉や、懐かしさを誘う田園風景などです。そして6つ目が「社会の治安と規律が保たれていること」。治安の良さと清潔さは、いまだに日本の特徴のひとつと言えます。

【大瀧】 日本は最も観光に向いた、観光資源の豊かな国だと考えています。石垣島は日本一早い夏の開きをしますが、同じ時期に北海道ではスキーができ、真夏と真冬が同時に楽しめる国です。しかも日本は文化、歴史に由来する観光資源も豊かで、安全や治安、保健・衛生の面でも問題はない。そのうえで受け入れのホスピタリティーもある。これらの優れた点に自信を持って観光を推進していきます。

観光は最終的には人が作るもの。石垣島は人口4万8000人で、ここに年間77万人の観光客が訪れ、平均3泊していきます。今年は80万人を目指していますが、私たちは旅行者に「ようこそ」と一言声をかける運動を行っています。今後はバリアフリーへの対応も大

切です。車椅子を使う人や、視力や聴力が弱い人なども普通に旅行できる受け入れ態勢を整えていかねばなりません。石垣島では台湾との交流にも力を入れています。空港には国際線ターミナルができてCIQの施設も整ったので、台湾からの外国人旅行者受け入れも大いに拡大していきたいと思います。

【有馬】 京都はいわゆる「王城の地」です。東、西、北の三方を山に囲まれ、南に開けた土地を中国では「王城の地」としており、北京や西安などが置かれた場所は皆この条件に当てはまります。京都も同様で、西安、つまり昔の長安をまねて、桓武天皇が「王城の地」に都を作ったのが京都なのです。この京都にとって、本日3月13日は記念すべき日です。というのも、京都市議会で新景観条例が可決されたからです。京都の景観問題は、私も20年前から取り組んできたので、新景観条例が成立したことは大変うれしく思います。京都には年間4000万人もの観光客が訪れますが、高層ビルが立ち並ぶようになっては、京都が京都でなくなり、誰も来なくなる。だから、かつて京都に高層ホテルが建ってしまうことになった時には、11の寺がスクラムを組んで一斉に門を閉めました。これで観光客は3000万人に減り、市議会や商工会議所も動ききました。そして京都には高層ビルは建てさせずに、市と仏教界、商工会議所が一体となって、より良い町を作っていこうという合意ができました。その延長上に本日の新景観条例の成立があるわけです。京都は日本の京都ではなく、世界の京都です。その京都の視点から観光立国がどうあるべきかを考えていきたいと思っています。

【マリ】外国人旅行者を誘致するうえで大切なことは、住んでよし訪れてよしの場所として、地域づくりを進めることです。観光のためだけに動くのではなく、地元の人々がクオリティー・オブ・ライフを感じられる地域づくりをしなければなりません。エコツーリズムやアグリツーリズムは、もともとEU統合に伴って注目された概念でした。域内各国の格差是正のため、発展途上の農業国や農業地域へ、豊かな国や地域から観光客を呼び込み経済的な均衡を図ろうという意図に合っていたのが、エコツーリズムやアグリツーリズムだったわけです。

日本も、新しい経済シフトが起きるなかで、団塊世代や外国人観光客を地域に呼び込もうと取り組んでいます。あくまでも地元の人々にとつてのクオリティー・オブ・ライフがあつてこそその観光だという点は忘れてはなりません。

大分県で生まれた一村一品運動が、タイでは違った形になつて定着しています。タイでは単なる一村一品ではなく。たとえば優れた素材がある村と、加工が上手な村が協力し合つて製品を作る。さらには、都会のデザイナーが生産をコーディネートすることもある。つまりコーディネートションの中で行う一村一品運動という形になつていったのです。これから観光立国を進めていくうえで、こうしたコーディネートションの力も必要になるのではないのでしょうか。

観光庁といわず観光省を

【岡部】観光立国を進めていくには、全体のコーディネートションが重要との指摘もありました。国土交通省としてのお考えは。

【柴田】確かに裾野の広い観光産業においては、コーディネートションの力が重要になります。国の態勢はようやくその方向で動き始めたところです。国交省の中だけで見ても、観光は都市局、道路局、観光部門などの多くの部門がかかわる。さらにアグリツーリズムなどに關しては農水省なども関係してくる。したがって、国交省としてもコーディネートションの重要性は認識しています。また、観光立国への取り組み全体のコーディネートションという点で言えば、観光立国推進基本法に關連して観光庁の創設も付帯決議となつています。

【有馬】日本には文化庁はあるが文化省はない。文化省を作るべきです。観光も同様に、観光庁といわず、ぜひ観光省を作つてほしい。そして文化省も観光省も、それぞれの大臣が先頭に立つて文化立国、観光立国を目指していただきたい。

【大瀧】観光立国をいうからには、国交省の一部門として取り組むのではなく、ぜひとも観光庁なり観光省なりを作り、大臣が観光関係の予算を積極的に獲得するような取り組みをしてほしいものです。

オタク文化とメンタリティー

【柴田】パネリストの皆さんに伺いたいのですが、どうして日本

人は日本の魅力を伝えるのが下手なのでしょうか。たとえばオタク文化なども、外国に評価されてから注目されるようになりました。

【マリ】日本には技術を芸術にまで高めたような伝統工芸があります。こうしたものは外国からも注目されています。たとえば武将の「よろい」は、数多くの技術の集積でできるものですが、日本のよろいが映画『スターウォーズ』のダースベイダーの造形に影響を与えたりもしています。日本にはすごい技術がたくさんありますが、そもそもそうした技術は、ある意味でオタクでなければできません。ただし、「頑固な職人さんのような、いわゆるオタク的な技術者は、それを支える家族や社会があつてこそ成立するものだけということも忘れるわけにはいきません。

【柴田】オタクとは、本来は良い言葉です。日本の技術は見えないところまで大事にするのが特徴で、そうした技術を支えるメンタリティーが日本にはあります。

【有馬】京都は手仕事の町。私たちは日本文化芸術財団を創設し、伝統の技術や芸術を育てるために、育成金の制度なども設けています。創設後の第1回の賞では、当時はまだ無名だった野村萬斎氏に賞を贈りましたが、その後、野村氏は大スターに育ってくれました。最近ではふすまのキラ（雲母）刷りの技術を持つ職人さんに授与しました。この方には父の仕事を手伝う息子さんがいますが、「儲からないから後を継ぐつもりはない」と言っています。そこで、親子で一緒に賞の対象にしてみました。それで後を継ぐ気持ちにでもなってくれば幸いです。

相互交流促進のために

【岡部】観光立国を進めるうえで人材の育成も欠かせない視点ですが、この点についてのご意見をお聞かせください。

【大瀧】市長を13年間務めています。市長としての仕事の7割は観光関係。観光の素晴らしさを知るにつけ、やらねばならないという意欲がわいてきます。観光推進の意味でも地域づくりの観点からも、石垣島の環境や景観を守っていくことが重要です。同時に伝統の農耕行事や祭りなども守り、受け継いでいきたいと願っています。そこで、小学生から三味線や太鼓に親んでもらい、運動会では伝統の踊りなどを披露してもらっています。その結果、子供たちは高校生くらいになると相当なレベルに達し、「芸能甲子園」といった全国大会でも上位に入る成果を上げています。さらには村の行事やイベントで力を発揮するような人材も育っています。

最近では観光学部や観光学科も増えています。そこで提案なのですが、そうした学部や学科にはぜひとも世界各国からの留学生を受け入れ、外国の教育機関の観光関連の学科や学部と手を結んでいってもらいたい。それが相互の理解や交流の促進につながるのだと思います。

採録 観光立国推進全国大会

(構成・文／高岸洋行)

週刊トラベルジャーナルより抜粋

ZENBUTSU
金・仏・心 だより

◆公益法人制度改革の宿題「残余財産の帰属先」

～社団法人・財団法人が解散した場合、貴重な宗宝や境内地は何処へ～

公益法人制度改革に基づく新社団・財団法人は、平成18年6月2日に公布され、公布から二年六ヶ月以内に施行される。施行から5年の間に、公益認定社団・財団法人（免税）、一般社団・財団法人（課税）、解散を視野に臨むこととなる。

さて、全日本仏教会では、神社本庁・教派神道・日本キリスト教・新宗教連合会とともに日本宗教連盟（日宗連）として、この課題に対応してきた。平成18年2月から3月にかけて民法第34条の公益の例示から「祭祀」「宗教」を除くという政府原案への対応に迫られた。日宗連は、「内閣官房行政改革推進事務局」へ質問と要請や面談を重ねた。また「自由民主党行政改革推進本部公益法人委員会・法務部内閣部会合同委員会」のヒアリングで日宗連の要点を主張し、多くの国会議員から強い賛同を得た。その結果、民法の中に公益の例示として「祭祀」「宗教」が残ることとなり、公益目的事業の例示に「信教の自由の尊重及び擁護」の文言が盛り込まれた。しかし、解散した場合の「残余財産」が宗教法人に戻るかどうかについては政令での協議となった。

本年4月2日、7人の委員が任命され、公益認定等委員会第一回委員会が開催された。同委員会では、公益認定の基準、ガイドライン等の整備として平行して内閣法制局と政令の協議を進めている（公益認定等委員会HPの議事録を参照）。

4月11日、日宗連幹事会は「政令・府令の検討の方向性について」と題する与党行政改革推進本部公益法人委員会（平成19年3月25日）の書面に対して公益認定等委員会へ質問状「公益法人制度改革3法の運用に関する質問」を日宗連佐藤丈史事務局長名で送付した。

4月13日、内閣官房の鈴木政二官房副長官に佐藤事務局長、稲貴夫（神社本庁）・宍野史生（教派神道）各幹事、奈良慈徹全日仏社会人権部長らが面談。「公益法人改革

に関する要望書」を同副長官へ手交。公益社団・財団法人が解散した場合、政令の中に残余財産の帰属先として「宗教法人」が読みとれる文言を盛り込んで頂きたい旨を要望した。公益社団・財団法人が解散した場合、登記された境内地や境内建物、博物館、資料館、宗教関係の美術品、古書等の宝物が、宗教法人以外の他の法人や国・地方公共団体等に帰属されると、宗教法人の貴重な財産が流出し、宗教活動に支障をきたすことが予測される。

4月16日、日宗連臨時幹事会を開催。文化庁舟橋宗務課長や担当者らが同席し、協議。その後、公益認定等委員会事務局の原山審議官・清水企画官・梅澤企画官らに面談。同事務局の対応は、①公益認定法人の残余財産の帰属先として宗教法人は含まれない。②公益認定の基準は、あくまで「公益」を基準とする。③宗教法人は、規則の変更が自由にでき、公益を目的としない団体や個人に分配される可能性があるため、公益目的に贈与された財産が公益目的に使用されるという担保がないから、帰属先とはなりえない。これに対して、日宗連側は、公益性を認めている租税特別措置法第40条の要件を満たす宗教法人で検討されるよう提言した。

4月23日、再び公益認定等委員会事務局の原山審議官と日宗連側、文化庁宗務課も同様のメンバーで面談。原山審議官から①今後、内閣法制局とすり合わせ②租税特別措置法第40条の要件を満たす宗教法人は対象に含まれるとして③公益認定等委員会では、この「方向性」をもって政令の審議をするとの説明がなされた。（公益認定等委員会HPで4/27議事録参照）

以上の経緯から、残余財産や公益目的取得財産残額相当額が定款によって租税特別措置法第40条の要件（責任役員6名以上、評議員に相当する総代等13名以上で一族支配が不可能な役員構成をするなど）を満たす宗教法人に贈与されるような規定になっておれば、公益認定社団・財団に認定されることに、ほぼ確定した。

今後、宗教法人に対する課税問題について、本年中の政府・税制調査会や与党・税制調査会の動向を注視する必要がある。また、公益認定のガイドラインは、明年春頃に示される予定、所官庁の説明もそれを待って行われる模様である。



財団法人 全日本仏教会
JBF WFB(世界仏教徒連盟)日本センター

〒105-0011
東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2F
電話03-3437-9275 FAX03-3437-3260
http://www.jbf.ne.jp/
E-mail info@jbf.ne.jp

事業・活動報告

平成十九年一月二十日～平成十九年六月二十八日迄

*は当会主催の行事・会合

平成十九年度

- 一月二十日 京都中央葬祭業協同組合新年総会出席 於 木乃婦
- 一月二十四日 京都府宗教連盟理事会出席 於 パレスサイドホテル
- *一月二十五日 『京佛』新年号云報発送 於 仏教会事務所
- 一月三十日 全日本仏教会会議出席 於 東京・赤坂グランドホテル
- 一月三十一日 京都市観光協合理事会出席 於 京都ロイヤルホテル
- 二月十四日 柳田聖山先生お別れの会出席 於 花園大学教室
- 二月十八日 神仏霊場設立発起人会出席 於 妙法院門跡
- 二月十九日 全日本仏教婦人連盟大会出席 於 東京プリンスホテル
- *二月二十五日 第八回「国家と宗教」刊行の為の研究会開催 於 承天閣美術館
- 二月二十六日 憲法二十条問題研究会出席 於 洛陽教会
- 三月七日 讀賣テレビ「景観取材」 於 承天閣美術館
- 三月十日 東山花灯路オープニング列席 於 高台寺公園
- 三月十三日 観光立国推進全国大会有馬理事長出席 於 東京・九段会館ホール
- *三月十三日 「仁和寺に想いを寄せて」世界遺産対談開催 於 仁和寺門跡
- 三月十五日 高野コレクション浅井忠展オープニング列席 於 高島屋京都店
- 三月十七日 有馬理事長講演 於 立命館大学
- 三月二十日 京都市深草墓園春季慰霊祭列席 於 深草墓園
- *三月二十三日 春季彼岸焼骨灰供養法要開催 於 相国寺
- *三月二十五日 第九回「国家と宗教」刊行の為の研究会開催 於 承天閣美術館
- 三月二十七日 日本宗教連盟「宗教と教育シンポジウム」出席 於 東京・虎ノ門バルトラス
- 三月二十九日 泉涌寺上村貞郎長老晋山式列席 於 泉涌寺
- *四月 八日 おしゃかさまを讀える夕べ開催 於 京都全日空ホテル
- 四月十二日 京都府宗教連盟理事会出席 於 立正佼成会普門館
- 四月十五日 足利六百年法要列席 於 相国寺
- *四月二十二日 第十回「国家と宗教」刊行の為の研究会開催 於 承天閣美術館
- *四月二十四日 こともはなまつり開催 於 相国寺
- 四月二十五日 有馬理事長講演 於 金沢・ホテル百万石
- 四月二十六日 半田孝淳天台座主晋山式祝賀会出席 於 ウェスティン都ホテル
- 四月二十七日 仏教幼稚園協会はなまつり出席 於 京都会馆
- 五月十二日 若冲展オープニング列席 於 承天閣美術館
- 五月十七日 社会を明るくする運動会議出席 於 平安会馆
- 五月二十一日 慈照寺開山忌列席 於 慈照寺
- 五月二十二日 京都府宗教連盟理事会出席 於 立正佼成会普門館
- 五月二十三日 全日本仏教会評議委員会参与会出席 於 リーガロイヤルホテル京都
- *五月二十七日 第十一回「国家と宗教」刊行の為の研究会開催 於 泉涌寺
- 五月三十一日 京都モデルフォレスト協会通常総会出席 於 ルビノ京都堀川
- 六月一日 全日本仏教会五十周年記念事業実行委員会出席 於 東京・明照会館
- 六月五日 京都市観光協会通常総会出席 於 グランドプリンスホテル京都
- *六月十五日 第七十九回理事会開催 於 京都仏教会会議室
- 六月十七日 文化遺産を未来につなぐシンポジウム宮城常務理事講演 於 京都大学農学部弥生講堂
- 六月二十日 京都府宗教連盟総会出席 於 立正佼成会普門館
- 六月二十四日 知床法要列席 於 知床
- *六月二十八日 合同役員会開催 於 承天閣美術館

平成18年度京都仏教会決算報告書

前期繰越金 ￥ 1,461,172

当期歳入総額 ￥75,306,329

当期歳入総額 ￥74,495,582

次期繰越金 ￥ 2,271,919

自 平成18年 4月 1日

至 平成19年 3月31日

【歳入の部】

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
	前 年 度 繰 越 金	1,461,172	1,461,172	0
1	会 費 取 入	2,900,000	3,098,000	198,000
1	会 費 ・ 賛 助 金	2,900,000	3,098,000	198,000
1	一 般 会 費	1,900,000	2,011,000	111,000
2	賛 助 会 費	1,000,000	1,087,000	87,000
2	活 動 協 力 金 取 入	36,050,000	45,914,655	9,864,655
1	教 化 伝 導	36,000,000	45,845,855	9,845,855
1	参 加 勤 行	16,000,000	16,887,320	887,320
2	骨 灰 法 要	1,200,000	968,000	- 232,000
3	墨 蹟 展 覧	7,000,000	13,200,000	6,200,000
4	護 摩 木 供 養	1,000,000	4,495,535	3,495,535
5	花 ま つ り	2,800,000	2,295,000	- 505,000
6	観 光 推 進	3,000,000	3,000,000	0
7	桜 事 業 協 力 金	2,000,000	2,000,000	0
8	世 界 文 化 遺 産 企 画	3,000,000	3,000,000	0
2	広 報 ・ 出 版	50,000	68,800	18,800
1	開 運 曆	50,000	68,800	18,800
3	寺 院 協 力 金	26,535,300	26,115,377	- 419,923
4	雑 収 入	29,600	61,787	32,187
1	雑 収 入	29,600	61,787	32,187
1	運 用 取 入	100	3,107	3,007
2	雑 収 入	29,500	58,680	29,180
5 1	そ の 他 の 取 入	0	116,510	116,510
1	預 り 金 の 増 加 額	0	116,510	116,510
	合 計	66,976,072	76,767,501	9,791,429

【歳出の部】

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
1	事 務 局 費	29,700,000	30,526,516	826,516
1	人 件 費	21,410,000	21,915,397	505,397
1	職 員 俸 給	17,700,000	18,095,527	395,527
2	厚 生 費	2,260,000	2,381,475	121,475
3	通 勤 費	950,000	937,760	- 12,240
4	退 職 準 備 金	500,000	500,635	635
5	退 職 金	0	0	0
2	管 理 費	6,390,000	6,095,305	- 294,695
1	通 信 ・ 運 搬 費	800,000	648,094	- 151,906
2	印 刷 費	200,000	187,938	- 12,062
3	備 品 費	300,000	343,881	43,881
4	消 耗 品 費	100,000	81,901	- 18,099
5	借 館 費	1,800,000	1,800,000	0
6	水 道 ・ 光 熱 費	200,000	175,502	- 24,498
7	旅 費 ・ 交 通 費	700,000	672,029	- 27,971
8	諸 会 負 担 費	800,000	793,100	- 6,900
9	弁 護 士 報 酬	420,000	419,988	- 12
10	会 計 士 報 酬	680,000	633,150	- 46,850
11	管 理 費	90,000	69,625	- 20,375
12	そ の 他 諸 経 費	300,000	270,097	- 29,903
3	渉 外 ・ 旅 費	900,000	1,550,277	650,277
1	渉 外 費	300,000	501,641	201,641

款	項	目	科	目	予	算	額	決	算	額	増	減				
		2	慶	弔	費	300,000		486,615		186,615						
		3	交	際	費	300,000		562,021		262,021						
	4		諸	会	議	費	700,000	699,996		-4						
		1	単	仏	・	参	勤	会	議	100,000	126,000	26,000				
		2	そ	の	他	諸	会	議	600,000	573,996	-26,004					
	5		調	査	費	300,000		265,541		-34,459						
		1	資	料	収	集	費	290,000	265,541	-24,459						
		2	寺	院	名	簿	作	成	調	査	費	10,000	-10,000			
2			活	動	経	費	37,270,000	42,969,066		5,699,066						
	1		教	化	伝	道	活	動	26,400,000	32,560,331	6,160,331					
		1	参	加	勤	行	8,600,000	8,167,399		-432,601						
		2	骨	灰	法	要	1,700,000	1,704,701		4,701						
		3	墨	蹟	展	3,000,000	9,322,916		6,322,916							
		4	護	摩	木	供	養	900,000	732,420		-167,580					
		5	観	光	推	進	2,000,000	2,019,748		19,748						
		6	仏	教	諸	行	事	関	連	800,000	1,074,098	274,098				
		7	花	灯	路	抛	業	200,000	181,057		-18,943					
		8	桜	事	業	拠	出	金	2,000,000	2,000,000	0					
		9	福	祉	援	助	会	1,000,000	1,021,000	21,000						
		10	花	ま	つ	り	5,500,000	5,742,207		242,207						
		11	成	道	会	500,000	508,285		8,285							
		12	宝	物	展	200,000	86,500		-113,500							
	2		広	報	・	出	版	活	動	3,820,000	2,903,853	-916,147				
		1	曆	・	諸	出	版	他	120,000	215,520	95,520					
		2	機	関	誌	発	行	3,000,000	2,554,891	-445,109						
		3	ホ	ー	ム	ペ	ー	ジ	運	営	費	700,000	-566,558			
	3		寺	院	運	営	援	助	200,000	384,233	184,233					
		1	寺	院	運	営	指	導	50,000	157,810	107,810					
		2	永	年	勤	続	表	彰	150,000	226,423	76,423					
	4		そ	の	他	事	業	6,850,000	7,120,649	270,649						
		1	宗	教	と	政	治	問	題	研	究	活	動	2,300,000	2,377,392	77,392
		2	時	局	対	策	金	200,000	300,000	100,000						
		3	景	観	問	題	活	動	費	50,000	0	-50,000				
		4	研	究	書	発	行	補	助	金	1,000,000	1,000,000	0			
		5	世	界	文	化	遺	産	2,800,000	2,943,257	143,257					
		6	全	日	仏	創	立	50	周	年	事	業	500,000	500,000	0	
			予	備	費	6,072		0		-6,072						
			車	両	購	入	支	出	0	1,000,000	1,000,000					
			次	期	繰	越	金	0	2,271,919	2,271,919						
			合	計	66,976,072			76,767,501		9,791,429						

別紙の通り報告します。

平成19年5月29日

京 都 仏 教 会

理 事 長 有 馬 頼 底 印

理事(財務担当) 大 西 真 興 印

事 務 局 長 長 澤 香 静 印

帳簿、証票書類を監査の結果、別紙の通り相違ないことを確認しました。

平成19年5月29日

京 都 仏 教 会

監 事 山 木 康 稔 印

監 事 月 澤 泰 信 印

平成19年度 事業計画

〈総務部〉

〈*は新規事業〉

<p>1. 諸 会 議</p> <p>2. 広 報 ・ 調 査</p> <p>3. 渉 外</p> <p>4. 時 事 対 策</p>	<p>1. 役 員 会</p> <p>2. 各 種 会 議</p> <p>3. 各 種 委 員 会</p> <p>4. 諸 団 体 連 絡 会 議</p> <p>5. 懇 親 会</p> <p>1. 広 報</p> <p>2. 調 査</p> <p>1. 慶 弔</p> <p>2. 渉 外</p> <p>1. 組 織 強 化</p> <p>2. 時 事 対 策</p>	<p>1. 理事会 年 2 回以上</p> <p>2. 評議員会 年 1 回以上</p> <p>1. 単位仏教会 年 1 回</p> <p>2. 参勤僧会議 年 3 回以上</p> <p>1. 宗教と政治検討委員会 年 1 回以上</p> <p>* 2. 「国家と宗教」(仮称)発行の為の研究会</p> <p>3. 各種委員会の設置</p> <p>1. 全日本仏教会 2. 京都府宗教連盟</p> <p>3. 近畿宗教連盟 4. 日本宗教連盟</p> <p>5. 宗教法人問題連絡会</p> <p>6. 関西宗教者の会 7. 日弁連</p> <p>8. 京都商工会議所 9. 京都市観光協会</p> <p>10. 京都府観光連盟</p> <p>11. 京都文化交流コンベンションビューロー</p> <p>12. 国際宗教研究所</p> <p>13. 古都の森観光文化協会</p> <p>* 14. 全日本仏教会創立50周年事業(～20年度迄)</p> <p>1. 懇親会 年 1 回</p> <p>1. 会報の刊行 年 2 回</p> <p>2. 会員への情報提供(随時) (税務・環境問題・法人問題など)</p> <p>3. 仏教会ホームページ運営</p> <p>1. 各種調査・研究・統計・資料収集 (時事問題の分析)</p> <p>1. 慶弔(本山寺院及び一般関係)</p> <p>1. 中央省庁・府市行政との交流</p> <p>2. 京都にて開催の行事・国際会議等への協力</p> <p>1. 加入寺院・未組織地域の組織化</p> <p>2. 賛助会員強化</p> <p>1. 宗教法人法改正問題への対応</p> <p>2. 顧問弁護士・税理士他専門家の派遣</p> <p>3. 専門委員会の設置</p> <p>4. 京都の景観問題</p> <p>5. 公益法人制度改革への対応</p> <p>6. 教育基本法改正と宗教教育問題への対応</p>
---	---	--

〈事業部〉

<p>1. 仏教文化・調査・研究 広宣</p>	<p>1. 仏教文化の啓蒙・広宣・保護</p>	<p>1. 仏教文化の研究などの奨励・協賛</p> <p>2. 仏教文化の普及・啓発の為の諸宣伝</p> <p>3. 文化財を守る地震協議会との交流</p> <p>4. 古文化保存協会との交流</p> <p>5. 京都文化財団との交流</p>
-----------------------------	-------------------------	---

<p>2. 教化・伝導事業</p>	<p>1. 仏教美術・文物紹介</p> <p>2. 講演活動</p> <p>3. 音舞台シリーズ</p> <p>4. 仏教思想の実践活動</p> <p>5. 仏教諸行事</p> <p>6. 合同慰霊行事</p>	<p>1. 墨蹟展の開催 * (本年度は金沢市にて開催)</p> <p>2. 京都の名刹宝物展後援 (京都・パリ姉妹都市提携50周年宝物展後援)</p> <p>3. 仏教番組の企画監修 (毎日放送に於て「美の京都遺産」)</p> <p>1. 各宗派管長による仏教文化講演会の全国開催</p> <p>* 1. 本年度第20回は鹿苑寺にて開催</p> <p>1. 地域福祉活動・青少年育成 (授産施設「のぞみ学園」、福祉施設・仏教老人ホーム、保育園への慰問)</p> <p>2. カウンセリング(信仰問題・情報提供)</p> <p>3. 災害募金箱の設置(インドムンバイ支援)</p> <p>4. アジア仏教国と交流支援</p> <p>1. お花まつり・こども花まつり</p> <p>2. 盂蘭盆会大護摩供法要</p> <p>3. 成道会</p> <p>4. 名刹夜の拝観への協力</p> <p>1. 参加勤行(中央斎場の読経僧派遣)</p> <p>2. 深草墓園(京都府宗連共催法要)</p> <p>3. 春秋彼岸焼骨灰供養法要 (京都中央葬祭業協同組合共催)</p>
<p>3. 寺院運営・援助事業</p>	<p>1. 寺院援助活動</p> <p>2. 宗教法人法の研究・啓蒙活動</p> <p>3. 寺院運営研修案内</p>	<p>1. 宗教法人の財務・税務及び法律対策 (顧問弁護士・税理士の派遣)</p> <p>2. 永年勤続住職の表彰 (50年 知事表彰・30年 会長表彰)</p> <p>1. 各本山、地方の教区での宗教法人法に関する研修会への協力</p> <p>1. 包括宗教法人管理者研究協議会 宗教法人実務者研修会(文化庁)</p> <p>2. 人権研修会(京都府・全日仏)</p>
<p>4. 広報・出版事業</p> <p>5. その他諸事業</p>	<p>1. 定期刊行物</p> <p>2. 研究書発行</p> <p>1. 文化庁・林野庁関連協議会</p>	<p>1. 会報 年2回</p> <p>2. 開運暦・図書紹介</p> <p>* 1. 「国家と宗教」(仮称)発行</p> <p>1. 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議</p> <p>* 2. 「地震火災から文化財を守る」協議会</p>

〈観光推進事業部〉

<p>1. 諸会議</p>	<p>1. 役員会</p> <p>2. 諸団体連絡会議</p>	<p>1. 観光推進事業部会議</p> <p>1. 京都市観光協会との会議</p> <p>2. 全国小京都会議への協力</p> <p>3. 各種観光関連業界との会議</p>
<p>2. 関連事業</p>	<p>1. 事業</p>	<p>1. 祇園白川夜桜ライトアップ (京都商工会議所と共催)</p> <p>2. 「京都・花灯路」事業(東山・嵐山界隈) [京都仏教会・京都府・京都市・京都商工会議所・京都市観光協会・京都文化交流コンベンションビューロー]</p> <p>3. 世界遺産登録寺院企画(JR東海)</p> <p>4. 特別拝観企画の実施 (近畿日本ツーリストとの共同企画)</p>

平成19年度一般会計予算書

当期歳入総額 ￥67,387,219

当期歳出総額 ￥67,387,219

自 平成19年 4月 1日

至 平成20年 3月 31日

【歳入の部】

款	項	目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備 考
				前 年 度 繰 越 金	2,271,919	1,461,172	
1				会 費 収 入	2,900,000	2,900,000	
	1			会 費 ・ 賛 助 金	2,900,000	2,900,000	
		1		一 般 会 費	1,900,000	1,900,000	￥2,000
		2		賛 助 会 費	1,000,000	1,000,000	￥3,000
2				活 動 協 力 金 収 入	32,350,000	36,050,000	
	1			教 化 伝 道	32,300,000	36,000,000	
		1		参 加 勤 行	16,000,000	16,000,000	
		2		骨 灰 法 要	1,000,000	1,200,000	
		3		墨 蹟 展	2,000,000	7,000,000	
		4		護 摩 木 供 養	3,000,000	1,000,000	
		5		花 ま つ り	2,300,000	2,800,000	
		6		観 光 推 進	3,000,000	3,000,000	
		7		桜 事 業 協 力 金	2,000,000	2,000,000	
		8		世 界 文 化 遺 産 企 画	3,000,000	3,000,000	
	2			広 報 ・ 出 版	50,000	50,000	
		1		開 運 暦	50,000	50,000	
3				雑 収 入	3,030,000	29,600	
	1			雑 収 入	3,030,000	29,600	
		1		普 通 預 金 利 息	1,000	100	
		2		雑 収 入	29,000	29,500	
		3		退 職 準 備 預 金 取 崩	3,000,000	0	
				一般会計収入予算合計	40,551,919	40,440,772	
				寺院協力金	26,835,300	26,535,300	
				歳 入 合 計	67,387,219	66,976,072	

【歳出の部】

款	項	目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備 考
1				事 務 局 費	31,830,000	29,700,000	
	1			人 件 費	23,100,000	21,410,000	
		1		職 員 俸 給	16,500,000	17,700,000	事務局員 3名他
		2		厚 生 費	2,200,000	2,260,000	社会保険料等
		3		通 勤 費	900,000	950,000	
		4		退 職 準 備 金	500,000	500,000	
		5		退 職 金	3,000,000	0	故中尾（勤続22年）
	2			管 理 費	6,670,000	6,390,000	
		1		通 信 ・ 運 搬 費	700,000	800,000	郵便等
		2		印 刷 費	200,000	200,000	コピー代等
		3		備 品 費	400,000	300,000	備品リース料等
		4		消 耗 品 費	100,000	100,000	

款	項	目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備 考
		5	借	館 費	1,800,000	1,800,000	事務所家賃
		6	水 道 ・ 光 熱	費	200,000	200,000	ガス・水道・電気
		7	旅 費 ・ 交 通	費	1,000,000	700,000	
		8	諸 会 負 担 金		800,000	800,000	全日仏・府宗連等
		9	弁 護 士 報 酬		420,000	420,000	顧問弁護士 2 名
		10	会 計 士 報 酬		680,000	680,000	
		11	営 繕 管 理 費		100,000	90,000	
		12	そ の 他 諸 経 費		270,000	300,000	
	3		渉 外 ・ 旅 費		1,200,000	900,000	
		1	渉 外 費		500,000	300,000	
		2	慶 弔 費		300,000	300,000	
		3	交 際 費		400,000	300,000	
	4		諸 会 議 費		650,000	700,000	
		1	単 仏 ・ 参 勤 会 議		150,000	100,000	
		2	そ の 他 諸 会 議		500,000	600,000	
	5		調 査 費		210,000	300,000	
		1	資 料 収 集 費		200,000	290,000	調査・研究を含む
		2	寺院名簿作成調査費		10,000	10,000	
2			活 動 経 費		35,550,000	37,270,000	
	1		教 化 伝 道 活 動		23,500,000	26,400,000	
		1	参 加 勤 行		8,000,000	8,600,000	参勤僧 8 名法札等
		2	骨 灰 法 要		1,700,000	1,700,000	
		3	墨 蹟 展		1,000,000	3,000,000	
		4	護 摩 木 供 養		700,000	900,000	
		5	観 光 推 進		2,000,000	2,000,000	
		6	仏 教 諸 行 事 関 連		1,000,000	800,000	
		7	花 灯 路 事 業		200,000	200,000	
		8	桜 事 業 拠 出 金		2,000,000	2,000,000	
		9	福 祉 援 助 金		1,000,000	1,000,000	
		10	花 ま つ り		5,000,000	5,500,000	子ども花まつり・福祉施設配布等含む
		11	成 道 会		500,000	500,000	
		12	宝 物 展		400,000	200,000	
	2		広 報 ・ 出 版 活 動		1,900,000	3,820,000	
		1	暦 ・ 諸 出 版 他		200,000	120,000	
		2	機 関 誌 発 行		1,500,000	3,000,000	年 2 回発行
		3	ホ ー ム ペ ー ジ 運 営 費		200,000	700,000	
	3		寺 院 運 営		300,000	200,000	
		1	寺 院 運 営 指 導		100,000	50,000	
		2	永 年 勤 続 表 彰		200,000	150,000	
	4		そ の 他		9,850,000	6,850,000	
		1	宗 教 と 政 治 問 題 研 究 活 動		3,000,000	2,300,000	
		2	時 局 対 策 金		500,000	200,000	
		3	景 観 問 題 活 動 費		50,000	50,000	
		4	研 究 書 発 行 補 助 金		3,000,000	1,000,000	「国家と宗教」(仮称)平成19年度発行
		5	世 界 文 化 遺 産		2,800,000	2,800,000	
		6	全 日 仏 創 立 50 周 年 事 業		500,000	500,000	平成20年まで
			予 備 費		7,219	6,072	
			歳 出 合 計		67,387,219	66,976,072	

● 仏教会報告 ●

諸 会 議

◆ 京都中央葬祭業協同組合新年会

〔二月二十日〕

京都中央葬祭業協同組合はこの日、新年会と併せて松井昭憲理事長の受賞記念お祝い会を「木乃婦」にて開催した。京都葬祭業協同組合は、多くの本山が集中する京都で全国葬祭業の中心となって活動しており、当会とは永きにわたり、春秋の焼骨灰供養法要を共催で執り行っている。昨年の十一月に京都府知事より中小企業優良組合表彰を受賞した。受賞の評価理由は、創立三十年を迎えた事、共同購買事業等経済事業に取り組んでいる事、緊急災害時の自治体との救護体制の確立、京都仏教会との協力による年二回の彼岸法要の実施による社会貢献事業への評価。当会からは荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長らが来賓として出席した。

◆ 京都府宗教連盟理事会

〔二月二十四日〕

京都府各宗教団体で組織されている京都府宗教連盟はこ

の日、パレスサイドホテルにおいて常任理事会を開催した。

平和祈念の黙祷の後、「京都モデルフォレスト協会への取り組み状況報告」「深草墓園春季慰霊祭の当番確認の件」「京都府宗教連盟委員会について」「京都府宗教連盟委員会の当番制について」の件などが討議された。

各構成団体からの活動報告が行われ京都仏教会からは、「阪神大震災の教訓に基づき災害時の緊急対応について宗教を超えた連携対応に向けての議論を進めてほしい。」と要望した。

当会からは荒木元悦常務理事、北川隆法理事、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 全日本仏教会評議員会

〔二月三十日〕

この日、全日本仏教会は評議員会および新年懇親会を赤坂グランドホテルにて開催した。

議案として「理事の変更について承認を求める件」、協議事項として「平成十九年度事業計画（案）」について意見を求める件・平成十九年度収支予算（案）について意見を求める件・平成十八年度補正予算（案）について意見を求める件・第二十回比叡山サミット後援について」などが協議された。

また・財団創立五十周年記念事業の現況について・第七十二回WFB（世界仏教徒連盟）執行委員会報告・公益法人制度改革の現況について・宗教法人の情報開示に対する鳥取県の控訴審判決について・適切な宗教教育実現のための教育基本法第九条改正推進特別委員会

● 仏 教 会 報 告 ●

(略称宗教教育推進特別委員会) 報告 ・「朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還問題」への取り組みについて」などが報告された。

当会からは長澤香静事務局局長が評議員として出席した。

◆ 京都市観光協会理事會

〔二月三十一日〕

京都市観光協会は京都ロイヤルホテルにおいて理事会を開催した。

1. 京の冬の旅キャンペーン等について。2. 京都観光振興会議について。3. 新入会員の承認について。などが議論された。

京都市観光協会の観光キャンペーン事業としては、従来からの「京の冬の旅キャンペーン」、昨年度より「京都おこしやす大学」講座を4年にかけて全国展開、また本年度より「きょうと修学旅行ナビ」修学旅行生向けのホームページを開設している。

京都観光振興会議は京都府、京都市、京都商工会議所、(社)京都府観光連盟及び(社)京都市観光協会が連合してオール京都の立場で、京都観光の振興を図っていくとした連合組織で情報の共有や事業の一本化などを図り「年間五千万人構想」の実現をねらっている。

当会からは荒木元悦常務理事が出席した。

◆ 神仏霊場設立発起人会

〔二月十八日〕

この日「神仏霊場会」設立発起人会の第一回会合が妙法院で開催された。

「神仏霊場会」は関西二府四県にまたがり各神社寺院百二十社を巡拝、明治時代まで神と仏が共存した「神仏習合」の信仰の形の復興することが狙い。専用の朱印帳をつくり、新たな団塊世代をも視野に入れて巡拝を働きかける計画。

今回の発起人会では、今秋までに巡拝ルートを設置するため対象社寺に呼び掛けていくことに合意した。

◆ 第八回『国家と宗教』
刊行の為の研究会

〔二月二十五日〕

この日、当会は第八回京都仏教会編「国家と宗教」(仮称)刊行の為の研究会を承天閣美術館に於いて開催した。

今回の研究発表は龍谷大学田中滋教授総合同会のもと平野武先生(龍谷大学法学部教授)が「国家の憲法と宗教団体の憲法」と題し



● 仏 教 会 報 告 ●

て研究発表を行った。
洗建駒澤大学名誉教授の論評も加え出席の各界学者や宗教者から熱心な質疑応答が続いた。

◆ 憲法二十条問題研究会

〔二月二十六日〕

この日、日本基督教団・洛陽教会において憲法二十条問題研究会が開催された。

山本浄邦師（国立追悼施設に反対する宗教者ネット事務局長、浄土真宗本願寺派僧侶）による「憲法二十条改悪と宗教者の過去・現在・未来」と題して・憲法二十条の意味するもの・国家神道体制とは・宗教者の現在・未来などについて講演が行われた。

当会からは安井攸爾理事、佐分宗順評議員、横江桃園評議員、長澤香静事務局長が出席した。

◆ 観光立国推進全国大会

〔三月十三日〕

国土交通省主催による「観光立国推進全国大会」がこの日、東京九段会館ホールにて開催された。

観光立国推進全国大会は平成十九年一月施行の観光立国

推進基本法を記念して開かれたもので、観光立国推進基本法は、観光を二十一世紀の我が国の重要政策と位置付け、観光立国の実現に関する施策を総合的計画的に推進する事を目的としている。

第一部は基本法の概要及び各界の意見発表が行われた。第二部は加賀見利夫氏による「観光立国実現に向けた諸提言」と題しての基調講演、その後岡部まり氏がコーディネーターとなり「観光日本の魅力―伝統と現在、未来―」をテーマに、パネリストに京都仏教会有馬頼底理事長をはじめ大濱長照氏、マリ・クリステイヌ氏、柴田耕介氏があたりパネルディスカッションが行われた。

◆ 第九回『国家と宗教』刊行の為の研究會

〔三月二十五日〕

この日、当会は第九回「国家と宗教」（仮称）刊行の為の研究會を承天閣美術館に於いて開催した。

今回の研究発表は龍谷大学田中滋教授総合司会のもと藤田尚則先生（創価大学法学部教授）が「アメリカ合衆国における信教の自由をめぐる諸問題―連邦最高裁の判例紹介を中心に―」と題して研究発表を行った。



● 仏教会報告 ●

洗建駒澤大学名誉教授の論評も加え出席の各界学者や宗教者らから熱心な質疑応答が五時間に渡り続いた。

◆ 日本宗教連盟

「宗教と教育シンポジウム」

〔三月二十七日〕

（財）日本宗教連盟はこの日、創立六十周年を記念して「宗教と教育シンポジウム」を虎ノ門バルトラスにて開催した。

日本宗教連盟は宗教を超えた各団体が構成された財団法人で、日本国憲法が規定する信教の自由と政教分離の原則のもとに宗教文化の振興を図り、道義に基づく文化日本の建設に寄与し、世界平和の確立に貢献することを目的としている。

今回は二十年・三十年先の日本を視野に「いま、宗教と教育を考える」をテーマにしたシンポジウム。

コーディネーターには当会の宗教と政治検討委員会でもご助力頂いている東京大学大学院島蘭進教授があたり、大正大学星野英紀学長、大寄諏訪神社諏訪秀一宮司、玉川聖学院水口洋部長、元淑徳与野高等学校浅見浩子教頭がパネリストになり、各界参加者らも含めて熱心な議論が交わされた。

◆ 京都府宗教連盟理事会

〔四月十二日〕

京都府下各宗教団体で組織されている京都府宗教連盟はこの日、立正佼成会普門館において常任理事会を開催した。

今回は、京都モデルフォレスト協会より京都森林づくりに付いての説明を受け、引き続き・京都府宗教連盟委員会（総会）の当番制・平成十九年次委員会の規模・会場及び内容について・同委員会開催準備のための会合に付いて・近畿宗教連盟事務局の任期満了について等の議題で議論された。

当会からは、荒木元悦常務理事、北川隆法理事、平野雅章評議員、田村祐一事務担当が出席した。

◆ 第十回『国家と宗教』
刊行の為の研究会

〔四月二十二日〕

この日、当会は第十回京都仏教会編「国家と宗教」（仮称）刊行の為の研究会を承天閣美術館に於いて開催した。

今回の研究発表は小原克博教授（同志社大学神学部）による総合司会のもと田中滋先生（龍谷大学



● 仏教会報告 ●

社会学部教授）が「宗教への交錯するまなざし―新自由主義体制下の宗教―」と題して研究発表を行った。
 洗建駒澤大学名誉教授の論評も加え出席の各界学者や宗教者らから熱心な質疑応答が続いた。

◆ 社会を明るくする運動会議

〔五月十七日〕

この日、第五十七回「社会を明るくする運動」京都府実施委員会が平安会館にて開催された。

実施委員長山田啓二京都府知事（代）及び京都地方検察庁津田賛平検事正による挨拶の後、第五十六回「社会を明るくする運動」実施結果報告、第五十七回「社会を明るくする運動」京都府実施要綱（案）が承認された。

本年度は「防ごう犯罪と非行、助けよう立ち直り」を統一標語に、「犯罪・非行の防止と更正のため、地域住民の理解と参加を求める」を重点目標としている。

引き続き、構成機関・団体からの各取組について発表が行われた。

また広報啓発映画「ドキュメント立ち直ること支えることと出会うこと」が上映された。

この「社会を明るくする運動」は法務省主唱により、全国各都道府県で結成され本年度は「地域活動の推進による少年の非行防止と更正の援助」を重点目標に、「ふれあいと対話が築く明るい社会」を統一標語として、各官公庁・

教育機関をはじめとした京都府下各種団体で組織される委員会、多彩な啓発活動や地域活動を行っている。

◆ 京都府宗教連盟理事会

〔五月二十二日〕

京都府各宗教団体が組織されている京都府宗教連盟はこの日、立正佼成会において常任理事会を開催した。

この日の議題は・委員長交代について・事務局任期満了について・平成十八年度事業及び会計決算の報告について・平成十九年度事業計画及び予算について審議された。

現在の佐伯幸雄委員長は公的立場である日本キリスト教団同志社教会牧師の任期を終えるにともない委員長の役職に留まることは出来ないと辞意を表明。

次期委員長に当会常務理事の荒木元悦副委員長を推薦することが満場一致で承認された。事務局体制は長澤香静常任委員が事務局長を担当し、事務運営は引き続き立正佼成会が当たる。

当会からは荒木元悦常務理事、北川隆法理事、吉田清順評議員、平野雅章評議員、長澤香静事務局長、田村祐一事務担当が出席した。

● 仏教会報告 ●

◆ 全日本仏教会評議員会参与会

〔五月二十三日〕

全日本仏教会はこの日、評議員会・参与会を理事会と併せてリーガロイヤルホテル京都で開催した。

当会長澤香静事務局長が評議員会の議長となり議案事項は・理事及び監事の変更について承認を求める件。協議事項は・平成十八年度事業報告に付いて・平成十八年度収支決算書について・宗教教育の推進について意見を求める件等が審議された。また・財団設立五十周年記念事業の現状について・公益法人制度改革の現況・朝鮮半島出身の旧民間徴用者等の遺骨返還問題への取り組み等が報告された。

◆ 第十一回『国家と宗教』
刊行の為の研究会

〔五月二十七日〕

この日、当会は第十一回「国家と宗教」（仮称）刊行の為の研究会を泉涌寺に於いて開催した。

今回の研究発表は龍谷大学田中滋教授総合司会のもと岡田正彦先生（天理大学人間学部宗教学科）が『井上円了と「哲学宗」——近代日本のユートピア的愛国主義——と題して研究発表を行った。

洗建駒澤大学名誉教授の論評も加え出席の各界学者や宗

教者らから熱心な質疑応答が続いた。



◆ 京都モデルフォレスト協会通常総会

〔五月三十一日〕

（財）京都モデルフォレスト協会はこの日通常総会をルビノ京都堀川で開催した。

京都モデルフォレスト運動は社会経済の変化の中で放置され荒れた森林を林業関係者だけでは森林を守ることが困難な状況の中、森の恵みを受けている府民みんなで京都の森を守り育てようとする運動。

● 仏教会報告 ●

この日の総会では・平成十八年度事業報告と決算に付いて・平成十九年度事業計画と予算などが審議された。総会後は蝶の研究でも有名な村田製作所村田泰隆社長と動物行動学が専門の総合地球環境学研究所日高敏隆前所長の二名による「京都の森づくり対談―蝶の舞う森づくり―」と題して対談が行われた。

◆ 全日本仏教会勸募部会

〔六月一日〕

この日、全日本仏教会の財団創立五十周年記念事業実行委員会の勸募部会が東京・明照会館にて開催された。全日本仏教会の歴史は一九〇〇年（明治三十三年）に国家の宗教統制に反対して結成された「仏教懇談会」に端を発し、その後「大日本仏教会」、「日本仏教連合会」等を経て、一九五四年（昭和二十九年）「全日本仏教会」が発足し、一九五七年（昭和三十二年）財団法人の認可を得て今日に至る。

平成十九年には財団になって五十年を迎えるにあたり、平成十六年五月の理事会にて財団創立五十周年記念事業実行委員会の設置が承認されたもので今回は第二回目の会。各宗派、仏教団体、都道府県仏教会の協賛による二億円規模の事業展開となる。

「おかげさまの心、次の五十年へ」をスローガンに八月二十三日には大本山増上寺にて財団創立五十周年記念式典

の開催、十一月十九日から二日間は第四十回全日本仏教徒会議神奈川大会をパシフィコ横浜にて、また第二十四回世界仏教徒会議日本大会を次年度の十一月に予定している。

当会からは長澤香静事務局長が出席した。

◆ 京都市観光協会通常総会

〔六月五日〕

この日（社）京都市観光協会は通常総会をグランドプリンスホテル京都にて開催した。

議案事項は・平成十八年度事業報告・平成十八年度決算報告・平成十九年度事業計画案・平成十九年度予算案・役員候補欠選任が審議され、引き続き観光事業関係者表彰が行われた。

当会からは徳久恵里事務職員が出席した。

◆ 京都仏教会理事会

〔六月十五日〕

第七十九回理事会が京都仏教会会議室において開催され、以下の議案の決議が承認された。

議案第一号 平成十八年度事業報告及び平成十八年度決算報告の承認を求める件

議案第二号 平成十九年度事業計画案及び平成十九年度予算案の承

● 仏教会報告 ●

認を求める件

議案第三号 役員補充の件

新評議員として酬恩庵一休寺田邊宗一住職（臨濟宗大徳寺派）と廬山寺町田泰宣住職（円浄宗）の二名が選任された。

議案第四号 国家と宗教に関する研究書刊行についての件

議案第五号 その他

・宗教法人法改正による過料に付いて・京都市新景観条例に付いて・公益法人制度改革に付いて・宗教教育に付いて・インド募金に付いて・大墨蹟展と音舞台に付いて、以上それぞれ報告され了承された。



◆ 文化遺産を未来につなぐシンポジウム

〔六月十七日〕

文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議の理事會と「文化遺産を未来につなぐ森づくり五周年記念」シ

ンポジウムが東京大学農学部弥生講堂にて開催された。

この会は、日本の木造文化財を守る為にはどのような方法を創造すれば良いのか、そして文化遺産を未来につなぐ森づくりはどのように取り組んでゆけばよいのか、寺社関係者を始めとする今日木造文化財を守っている人々、木造建築の匠、森林所有者、森林行政に関わる人々、日本の木造文化財と森林を守ろうとする人々、様々な立場の人々の知恵を結集した有識者の会議。

第一部は「提言までの五年間の動き」と題しての報告、第二部は當会の宮城泰年常務理事が「修験からみた日本のこころ」と題して約一時間にわたる講演を行った。

引き続き基調講演「木の建築をつくる技術と道具の歴史」、「伝統建築の技を伝えるには―その方法をさぐる」と題したパネルディスカッションが行われた。

◆ 京都府宗教連盟総会

〔六月二十日〕

京都府各宗教団体で組織されている京都府宗教連盟はこの日、立正佼成会京都普門館において総会を開催した。

佐伯幸雄理事長が議長となり、平成十八年度事業報告・平成十八年度会計決算報告並びに監査報告・平成十九年度事業計画・平成十九年度予算案について、それぞれ審議され、役員交代についての報告がなされた。

佐伯幸雄委員長の辞任にともない當会の荒木元悦常務理事が新委員長に任命され、また近畿宗教連盟の理事長に推薦された。

● 仏教会報告 ●

◆ 理事評議員合同役員会

〔六月二十八日〕

承天閣美術館会議室において平成十九年度理事・評議員合同役員会を開催し、次の議案が承認された。

議案第一号 平成十八年度事業報告及び平成十八年度決算報告の承認を求める件

議案第二号 平成十九年度事業計画案及び平成十九年度予算案の承認を求める件

議案第三号 役員補充の報告



新荒木元悦委員長は「宗教を取り巻く社会的環境が大きく変化している。和合を第一としながら地球環境も含め、社会問題について積極的に活動して参りたい。」とその決意を述べた。

当会からは荒木元悦常務理事、北川隆法理事、吉田清順評議員、平野雅章評議員、長澤香静事務局長、田村祐一事務担当が出席した。

新評議員として酬恩庵一休寺田邊宗一住職（臨済宗大徳寺派）と盧山寺町田泰宣住職（円浄宗）の二名が理事会にて選任された事の報告。

議案第四号 国家と宗教に関する研究書刊行についての件

議案第五号 その他

・観光立国懇談会に付いて・公益法人制度改革に付いて・宗教教育に付いて・大墨蹟展（本年は金沢市）に付いて・音舞台（本年は鹿苑寺）に付いて、以上それぞれ報告された。



● 仏 教 会 報 告 ●

行 事

◆ 全日本仏教婦人連盟新年修正会

〔二月十九日〕

この日全日本仏教婦人連盟主催による修正会が東京プリンスホテルにて開催された。

全日本仏教尼法団有志式衆による三帰依文、般若心経が読経される中、来賓一同が献花を捧げる修正会法要が執り行われた。



法要後（財）全国青少年教化協議会へインド・コルカタの身寄りのない十三人の子供たちを支援する里親運動の資金として浄財の謹呈がおこなわれた。

懇親午餐会での清興は藤原道山師による尺八「黄金の海」などが披露され、心身新たな

◆ 東山花灯路オープニング

〔三月十日〕

気持ちで本年も皆精進してまいりますと誓い合った。当会からは長澤香静事務局長が列席した。

歴史的文化遗产やまちなみ等を「灯り」と「花」で演出する京都ならではの事業「京都・東山花灯路」が三月十日から二十一日の間京都東山界隈で実施された。

当会もこの事業には当初より参画しており、京都の活性化と観光振興に寄与するための「京都・東山花灯路」は今回で五年目を迎え、市民、観光客に京都の新たな風物詩として定着した。

東山山麓に連なる北は青蓮院から円山公園・八坂神社を通って、南は清水寺までの散策路約4.6



● 仏教会報告 ●

に、京焼・清水焼、京銘竹、北山杉磨丸太、京石工芸、金属工芸の5種類の露地行灯約2400基を設置し「和」のイメージを基調とした空間を創出し、府市民、企業、団体、大学等多くの参加のもと多彩な催しを取り行われ十一日間に百万人を越える盛況となった。

当会もこの事業に協賛する中、清水寺・青蓮院をはじめ知恩院・八坂神社・高台寺・圓徳院・法観寺の各寺社において、夜の特別拝観やライトアップが行われた。

◆ 「仁和寺に想いを寄せて」講演開催

〔三月十三日〕



この日、東海旅客鉄道（株）の特別協賛を得て京都市・京都市観光協会・京都文化交流コンベンションビューローの後援のもと、当会主催による「仁和寺に想いを寄せて」の講演企画が仁和寺にて開催された。

総本山仁和寺執行沖田定信師による「御室縁起」と題しての講演、および「文化財を地震火災から守る」

と題して立命館大学工学部土岐憲三教授による講演が行われた。百五十名余りの参加者は世界文化遺産に指定された仁和寺の境内を、国宝の金堂をはじめ文化財に指定されている諸堂を参拝、また約二百本程あると言われている遅咲きの御室桜の蕾に春の訪れを垣間見た。

◆ 京都市深草墓園春季慰霊祭

〔三月二十日〕

今回は神社本教の御奉仕により伏見深草墓園に於いて春季慰霊式典が厳かに執り行われた。

千名を超える大勢の遺族が参拝に訪れ次々と献花を行い故人の冥福を祈った。

京都市深草墓園は、「市民のお墓」として昭和三十三年七月に開設され、永年納骨と短期納骨の取扱いとして市民の利用に供しており、現在では約八千体の御霊が宗教宗派の別なく合祀されている。

当会からは荒木元悦常務理事、長澤香静事務局長が臨席した。

◆ 春季彼岸焼骨灰供養法要

〔三月二十三日〕

春彼岸、京都五山の一つ本山相国寺において京都仏教会・京都中央葬祭業協同組合共催による恒例の春季焼骨灰供養法要が、相国寺江

● 仏 教 会 報 告 ●

上泰山御導師のもと
山内ご出仕により満
堂参拝の中厳修され
た。

この日は臨濟宗相
国寺派江上泰山宗務
総長の法話に続き、
約二千人もの参拝者
を迎え、大方丈に溢
れるほどの列は庭ま
で長く続き、この半
年間にお亡くなりにな
られた故人をしの
ぶ焼香の列は後を絶たなかつた。

この焼骨灰供養法要は永年回を重ね今回で五十八回目を
数えるに至った。



◆ 泉涌寺上村貞郎長老晋山式

〔三月二十九日〕

真言宗泉涌寺派管長・総本山御寺泉涌寺第百五十四世長老、上村貞郎大僧正の就任を表明する晋山式が泉涌寺の舍利殿にて執り行なわれた。

仏牙舍利の御宝前で啓白文を読み上げた上村長老は「一宗の師表として又皇室の菩提所である泉涌寺をそして宗

団、本山の隆昌に精進邁進する。」とその決意を示した。

続いての式典で祝辞に立った有馬頼底理事長は「社会浄化、衆生済度に尽力するとの御長老の決意、今我々宗教者がやらなければならぬ多くの問題を抱えております、どうぞご健勝でご精進頂きますように。」と祝意を述べた。

真言十八派をはじめ関係寺院や榊本頼兼京都市長、財界人など約三百が参列し盛大な晋山式・祝宴となった。

◆ おしゃかさまを讃える夕べ

〔四月八日〕

全日空ホテルにて催された恒例の「お釈迦さまを讃える夕べ」は各本山・寺院・各界代表および福祉施設のご招待の方々を迎え本年も盛大に行われ、参加者は四百名をかぞえた。

本年は真言宗大覚寺派大覚寺門跡新開真堂猊下導師のもと御一山出仕により「花まつり」法要が厳修された。

花御堂にはインド総領事 オーム・プラカーシユ氏が



● 仏 教 会 報 告 ●

はじめ榎本頼兼京都市長ら各界代表らが次々と灌仏を行った。

挨拶に立った有馬頼底理事長は「お釈迦様が天上天下唯我独尊とおっしゃったのは、人間生命の尊厳を表現されたもので、決して戦争はしない、平和な世界を築かなければならない。」と仏教徒としての決意を述べた。

また、貝原俊民氏による「震災に学ぶ」と題した記念講演が行われた。貝原俊民氏は震災当時の兵庫県知事として災害復興に多大な尽力をしてこられ、辞任されてから現在は（財）ひょうご震災記念21世紀研究機構の理事長、著書出版、講演活動などで活躍。

「他国では考えられない略奪暴動の無い災害復興が出来るのは、私たちの宗教観に依るところがある」との発言に、列席者達は熱心に聞き入った。

その後は会食に入り、お花まつりにふさわしく和やかな歓談がいつまでも続いた。



◆ 足利六百年法要

〔四月十五日〕

この日、大本山相国寺で、第三世空谷明応和尚六百年遠諱、第九十二世西笑承兌和尚四百年遠諱、並びに開基足利三代將軍義満公六百年忌法要が先徳の遺徳を偲び厳かに厳修された。

当会からは宮城泰年常務理事、北川隆法理事、長澤香静事務局長が列席した。

なお相国寺では義満公六百年忌を記念して承天閣美術館で五月十三日から三週間にかけて「若冲展」を開催し、大盛況となった。

◆ こどもはなまつり

〔四月二十四日〕

第十七回を迎えた「こどもはなまつり」は、本年も相国寺大方丈の会場一杯に、千人を超える仏教系保育園児たちを招き開催された。

園児の代表らが花御堂のお釈迦さまに献花、献香、献灯を行い、全員で合掌礼拝をした。

みなげんきファミリーバン



● 仏教会報告 ●

ドによる「おめでとうおしゃかさま」の歌の後、園児らはゲームやパントマイム、人形劇、人気のアニメソングなどを大きな声で一緒に歌うなど楽しい一時を過ごした。

今回は狂言師和泉元彌の長女 采明（あやめ）ちゃん（四歳）と姉の狂言師和泉淳子の長女・慶子（きょうこ）ちゃん（四歳）が特別出演し、二歳になってから始めたという狂言の厳しさとその練習成果のお披露目。同世代の園児達は大喜びで感動の声をあげていた。

こどもはなまつりに際して江崎グリコ（株）、ライオン（株）、ダイドードリンコ（株）、UHA味覚糖（株）、（株）おのみやす本舗などの協賛を得て各園にはすてきなお土産がプレゼントされた。

◆ 半田孝淳天台座主晋山式祝賀会

〔四月二十六日〕

この日、天台宗第二百五十六世半田孝淳座主の就任を披露し法灯を受け継ぐ伝灯相承式が延暦寺にて執り行われた。

半田孝淳天台座主は雅楽声明の響くなか紫色衣に白い探題帽の正装で根本中堂に入堂、論示では「仏縁の赴く処は宗祖のお導きと心得、その重責を継承したい。」と就任の決意を述べられた。

引き続きウエスティン都ホテルにて祝賀会が開かれ、宗内をはじめ各派、ご縁のある各界の代表らが新座主を囲み

和やかな祝賀会が催された。当会からは有馬頼底理事長が出席した。

◆ 仏教幼稚園協会はなまつり

〔四月二十七日〕

京都仏教幼稚園協会による「花まつり園児大会」が京都会館にて開催された。



讃仏歌（ののさま・ねね）斉唱、献花献灯、三帰依文（パーリー語）斉唱、灌仏、讃仏歌（こどもの花まつり）斉唱が行われ、第二部の「たのしいつどい」では人形劇・トロッコが披露された。

園児ら関係者二千人が参加する盛大な「花まつり・園児大会」となった。

当会からは田村祐一事務担当が出席した。

● 仏教会報告 ●

◆ 若冲展オープニング

〔五月十二日〕

相国寺ではこの日承天閣美術館増改築落慶法要ならびに特別展「若冲展」のオープニング式典が開催された。

法堂にて有馬頼底管長導師のもと落慶法要が厳かに厳修され、引き続き林英哲和太鼓奏者による演目「若冲の翼」が奉納された。

また承天閣美術館では開基足利義満六百年忌記念特別展「若冲展」(「釈迦三尊像と動植彩絵百二十年ぶりの再会」)の内覧会が開かれた。

京都生まれの絵師伊藤若冲と相国寺の出会いが釈迦三尊像と動植彩絵の三十三幅にも及ぶ大作を寄進した事による。この若冲展は六月三日まで一般公開され、多くの人々が訪れた。

当会からは宮城泰年常務理事、北園文英理事、長澤香静事務局長が列席した。

◆ 知床三堂法要

〔六月二十四日〕

この日、北海道知床にて毘沙門堂、太子堂、観音堂の三堂法要が厳修された。

十三周年を迎える本年は聖護院門跡の出仕も加わり、法

螺の音色が大
自然の中にあ
る三堂に響き
渡った。

有馬頼底理

事長は「知床はふるさとのような帰ってきたなと思わせる空気がある。知床が世界自然遺産に登録されたのに続き、この三堂が世界文化遺産に登録されるまで永く法要を続けたい。また残していくべきだ。」と地元の参拝者とその抱負を語り合った。

当会からは有馬頼底理事長、宮城泰年常務理事、山木康稔監事、森孝忍評議員、中村覚祐評議員、長澤香静事務局長、徳久恵里事務職員が列席した。



文化財（指定・未指定）を所有されている方のために
 平成19年度 **文化財保護のよろず相談** [無 料]



実 施 日	時 間	実 施 会 場
平成19年 9月25日(火)	午後1時 ～ 午後4時	福知山市民会館 2階24号室 福知山市字内記100 TEL (0773)22-9551
9月26日(水)	午後1時 ～ 午後4時	みやづ歴史の館 3階「中央公民館」大会議室 宮津市字敦賀2164 TEL (0772)20-3390
9月27日(木)	午前10時 ～ 午後4時	平安会館 2階嵯峨の間 京都市上京区烏丸通上長者町上ル TEL (075)432-6181
9月28日(金)	午後1時 ～ 午後4時	福祉センター相楽会館 講習室 木津川市木津町上戸15 TEL (0774)72-0421

※地域に関係なく、都合の良い会場にお越し下さい。

相談の事例

- 建造物や美術工芸品などの保存・修理の方法
- 防災施設や収蔵庫の整備
- 補助金や貸付け（長期・低利）の対象と申請（申込み）の手続き など

相談参加機関

- 京都府（総務部文教課、各広域振興局）
- 京都府教育庁指導部文化財保護課
- 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 京都市消防局予防部
- (財) 京都古文化保存協会
- (財) 京都市文化観光資源保護財団
- (財) 京都文化財団（主管）

協 賛

- 京都文化財防災対策連絡会

※お問い合わせは、
 (財) 京都文化財団（文化財保護基金室）
 TEL (075) 213-3660 まで

編集後記

昭和六十年、古都税問題の只中、中尾三重子さんは四十代で京都仏教会に事務職として就職されました。それまでは主婦として過ごされていましたが、小松前事務局長が推薦され当会に来られました。

その頃の仏教会は連日、新聞記者の方々が来られ、当会が紙面に出ない日はない程の忙しさでした。三十代の私は小松前事務局長とひたすら寺院を廻り、役員の方々とひんばんに古都税対象寺院会議を開催したりと朝から晩まで動き廻る日々でした。

その当時から懐かしさや思われる今日までの二十二年間。本年三月春彼岸に中尾さんは亡くなられました。前日まで当会の研究会の為に出勤していただいており、突然の死でした。六十七歳でした。古都税問題、景観問題、その後取り組んだ文化・福祉事業など、ずっと共に歩んでまいりました。「家族が幸せでいられるのは、自分の為でなく、人の為につくしているからですよ」という中尾さんの言葉が忘れられません。

中尾さんは菩薩行の大切さを言っていたのですね。

謹んでご冥福をお祈りいたします。 合掌

(長澤事務局長記)

寺院会費

当会もおかげさまをもちまして仏教諸行事、文化福祉、研究活動等順調にかつ積極的に推移してきております。これもひとえにご寺院各位のご理解ご協力の賜物と存じます。今後はますます京都が宗教都市として発展しつづけるために、布教・広宣を行い、また多様化する現代社会の情報提供や宗教法人に関する諸問題につきましてもお役に立てるようはかつて参りたいと存じます。つきましては通信費の一部として平成十九年度分の会費を同封の郵便振替にてご納入の程、よろしくお願い申し上げます。

賛助会費

各界一般会員のみなさまにおかれましてはご健勝のことと存じます。平素は何かと本会の活動に対し、ご理解、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。おかげをもちまして賛助会員につきましては年々増え続けておりました有り難いことと存じます。当会も各界のみなさまとともにこの歴史と伝統のある京都において様々に交流や文化事業を通じ、よりよい京都に発展すべく努力して参りたいと存じます。当会の会報を年二回お送り申し上げますことや諸行事のご案内をみなさまとの情報交換の場とし、今後も活動をしてゆきたいと存じます。各位におかれましては、なにとぞこの趣旨にご賛助賜り平成十九年度分の賛助会費のご納入をよろしくお願い申し上げます。次第でございます。なおご納入は同封の郵便振替にてよろしくお願い申し上げます。

寺院会計簿

B 5 判・用紙30枚 定価1,000円

(郵送いたします。)

申し込みは

京都仏教会

TEL 075-223-6975

印刷所
精巧社

FAX (〇七五)二三三六九七六

電話 (〇七五)二三三六九七五

六八四一一

烏丸東入相國寺門前町

〒602-0898 京都市上京区今出川通

発行所 京都仏教会

発行日 平成十九年八月二十五日

採燈大護摩供の案内

採燈大護摩供法要は、お盆の8月16日、大文字をはじめとする五山の送り火に慶讃して行われる仏教行事です。

皆さまから奉納された護摩木は、送り火の日に総勢40名に及ぶ聖護院門跡・修験宗の山伏の方々や京都仏教会の僧侶らが出仕し、家内安全、無病息災の祈願や、亡き方々の追善護摩として厳かに大護摩供法要が修されます。

なお、当日の護摩木奉納も受けつけております。皆さまのご参拝をお待ち申し上げます。 合掌

記

日時 8月16日

午後4時より

場所 清水寺

主催 京都仏教会・清水寺

お問い合わせは当会まで TEL.075-223-6975

経済産業大臣認可/全日本葬祭業協同組合連合会加盟

京都中央葬祭業協同組合員

<http://www.kyosokyou.jp/>



京葬協は…
町内・学区・地域に根づいて
ご信頼にこたえる専門店です

会 社	代 表 者	電 話	所 在 地	会 社	代 表 者	電 話	所 在 地
㈱ まるいち	小林 静男	075-441-6254	上京区千本上立売通作庵町518	㈱ 乙 訓	菜 島 康 男	075-952-1520	長岡京市奥海印寺東山15-7
浅井厚生社	浅井 宣壹	075-811-3821	中京区旧二条通千本西入ル	(南)城陽葬祭杉村	杉 村 等	0774-52-2140	城陽市久世南垣内116
木村葬儀社	木村 史郎	075-311-4826	中京区四条西新道綾小路下ル	㈱宇治葬祭篤辰	木村登志雄	0774-31-8072	宇治市五ヶ庄芝の東53
(南)京都日葬	九谷田満雄	075-811-4242	中京区西ノ京塚本町13-11	山城葬祭㈱現丸屋	小川 保 善	0774-82-2064	綴喜郡井手町井出柏原83-2
花 安	吉 村 和	075-463-7276	中京区西ノ京御輿岡町20	花 福	福 田 善 文	0774-82-2016	綴喜郡井手町井出宮ノ本89
㈱ 公 益 社	松井 昭憲	075-221-4000	中京区烏丸六角上饅頭屋町608	(南) 花 杉	山 下 博 司	0774-62-0445	京田辺市田辺針ヶ池1-1
北上葬儀社	北上 禮子	075-561-8542	東山区本町五条上金屋町552	花百合生花店	柴 田 秀 隆	0774-72-3039	木津川市木津清水87
篤 政	滝口 泰彦	075-691-0826	南区竹田街道大石橋上ル西側	(南) 阪 口	阪 口 仁	0774-76-2146	木津川市加茂町駅西1-5-3
あ め 直	阪邊賢津子	075-611-0400	伏見区京町六丁目54-1	平 城 公 益 ㈱	西 川 弘 人	0774-72-5709	木津川市相楽島井7-1
あす華葬祭	児 嶋 彦 任	075-621-4279	伏見区深草大亀谷古御香町150-8	㈱松本仏具店	松 本 光 雄	0771-22-0279	亀岡市安町86
㈱のじり葬儀店	野 尻 智 義	075-611-4211	伏見区京町南七丁目45-1	(南) い ち た に	一 谷 和 弘	0771-62-4949	南丹市園部町小山東町水無38
篤 友	野 口 勇	075-631-2113	伏見区淀下津町105-1	㈱セレモニーマつだ	松 田 政 一	0772-46-2264	与謝郡与謝野町字弓木956
㈱ 山 長	山 田 一	075-861-1422	右京区太秦西蜂岡町1	お の え ㈱	尾 上 康 則	0772-42-5555	与謝郡与謝野町算所229-1
㈱ ア シ ス	岡 本 研 三	075-932-4242	向日市寺戸町西田中瀬3	(南) 向 井 葬 祭	向 井 文 男	0772-72-2002	京丹後市網野町網野3156

美の京都遺産

日曜あさ
6:15~6:30



監修：京都仏教会 協力：京都市、京都市観光協会、古都の森観光文化協会 音楽：久石 譲 ナレーション：津嘉山 正種